

林政審議会 議事録

1 日時及び場所

平成23年7月13日（水曜日）13：10～15：10

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

所在地：東京都 千代田区 霞ヶ関1-2-1

2 出席者

・委員（敬称略）

井上篤博、岡田秀二、加賀谷廣代、葛城奈海、金井久美子、黄瀬稔、合原真知子、
佐川文教、島田俊光、島村元明、鈴木雅一、田中里沙、藤野珠枝、細田衛士、
前田穰、安成信次、横山隆一

・林野庁

3 議 事

（1）森林・林業基本計画の変更について（答申）

（2）全国森林計画の変更について（諮問・答申）

（3）「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」

中間報告案について（説明事項）

（4）「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載決定について（説明事項）

（5）その他

○三浦林政課長 お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまから「林政審議会」を開催いたします。

初めに、定足数について御報告いたします。

本日は、委員 20 名中、現在 16 名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、合原委員におかれましては、後ほどお見えになる予定でございます。

今、メインテーブルの上に木のうちわを置いてございます。

林野庁は、東日本大震災からの復興の応援と夏の節電対策の一環として、農林水産省職員に被災地域などの間伐材で製作された「木のうちわ」の購入・活用を呼びかける「木づかいで応援しよう！『木のうちわ大作戦』」を実施しております。

被災県で作製されたものを購入することで被災県の森林の整備につながり、また被災県以外の地域で作製されたものは代金の一部を東日本大震災の義援金として寄附することとしています。

「木のうちわ」の購入本数は、農林水産省本省の職員で、約 2,200 本、このほか、国会議員、内閣府等の各省庁の職員、あるいは民間の方などからもこの作戦への御賛同を得ております。

本日のうちわは、高知県で作製されたものを見本品として皆様に使用していただくこととしております。

なお、趣旨に御賛同いただける方は、別途、この関係の紙をお配りしますので、右下にございます連絡先まで御連絡いただけるか、あるいは会議終了時に事務局の方に一声かけていただければ幸いです。

それでは、会長、よろしくお願いします。

○岡田会長 うちわが大変、木の香りがいいですね。

大変に暑いところをお集まりいただきました。それぞれお忙しいことと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、篠原副大臣に出席をいただいております。初めに、副大臣からごあいさつをお願いしたいと思います。

○篠原副大臣 今、お話がありましてとおり、非常に暑い中、林政審議会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

この森林・林業基本計画の見直しでございますけれども、1月に諮問しましてから短期間で、6か月ぐらいで熱心に御議論いただきまして、5回ほど議論をいただいたようでございますけれども、このことに関しまして厚く御礼を申し上げます。

この間、順調ではありませんでした。3月11日に、1,000年に1度と言われておりますけれども、大地震、そして津波ということで、震災で大変な問題になっております。それから、それだけだったら、もうとっくの昔に復興に向けてスタートを切っておれたので

はないかと私は思います、同時に起きました原子力災害ということでございまして、こちらの方は先行きがどうなるのかわからないという感じになっておるのではないかと思います。

私、4月下旬、チェルノブイリに行つてまいりまして、ここは6年前にも、30km 立ち入り禁止区域の入り口にだけ、どうしてもチェルノブイリのにおいをかき取っておきたいということで、外務委員会に所属しておりまして、その視察で行つて、行程には入っていないんですけれども、3時間かけて車で行つて、そこで写真を撮つてただけなんです、去年から中に入れるようになっておりました。それで、1人当たり4,000円取られるんですけれども、非常事態省のプロの人が案内してくれる。私は副大臣ということでして、通常は1時間半コースなんです、4時間近く案内していただきました。

それで、森はありました。しかし、非常に汚染されていて、汚染度合いが一番ひどいんだと言つておりました。それから、すぐ近くの木がみんな黒焦げになっておつて、それが新しく放射能を出すので、ほとんどは埋めてあるんですが、わざと3本だけは近づかないことにして、真っ黒焦げになっているんですが、それを我々に見せるように取つてありました。大問題ではないかと思います。

今、食べ物についての汚染、そして、最近では肉のセシウムの汚染が問題になっていすけれども、私は余り取りざたされていないんですが、飯館村等の森林も相当汚染されていて、汚染度合いが激しいので、この除染の問題というのが問題になるのではないかと思つております。その点についても、林野庁はこれから真剣に取り組まなくては行けない問題ではないかと思つております。

それから、いいことの方で少し申し上げますと、2,500万トンの瓦れきが発生している。阪神・淡路大震災と比べると、木質系のものが非常に多いということで、これを活用いたしまして、昔から言われております、バイオマス発電をしたらどうかということで、このプロジェクトを着々と進行しております。

それで、最初はふんだんにある瓦れきの木質系バイオマスを使った発電ですけれども、ゆくゆくは、それで採算ベースに乗ったら、問題になっております間伐材やその他のものでもって発電するようにする。これが、菅総理がドービルサミットで国際的には大ぶろしきを広げてこられたんだろーと思いますけれども、2020年代の前半に発電量の20%を再生可能エネルギーから供給するんだということにつながることはないかと思ひます。

本日、御審議いただきます森林・林業基本計画（案）及び全国森林計画（案）は、我々、この前につくりました森林・林業再生プランを具現化するものでございます。それから、当然、この復興についてのものも入つておると思ひますので、パブリック・コメント等の意見もいただきまして、まとめつつあるところでございます。本日は、この計画案について熱心に議論をいただきまして、忌憚のない御意見をいただきまして、まとめていただけたらと思つております。

今日もよろしくお願いいたします。

○岡田会長 どうもありがとうございました。

それでは、次第のペーパーをごらんいただきたいと思います。本日の議題は、その他を含めまして5つでございます。

そのうちの1番目と2番目につきましては、それぞれ計画変更の案でございますが、本日、答申をするという予定になってございます。

それから、ただいま副大臣から話題がございましたが、ここでは「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」をいち早く設けて議論を重ねてまいりましたが、その中間報告をいただくことにしております。

4番目は、これもつい先ごろ大変話題になりましたが、小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載決定についてでございます。

初めに、1番目でございますが、森林・林業基本計画の変更の審議をいたしたいと思えます。

これにつきましては、皆さんに従前に、この間、議論をいただきました。それをパブ・コメにかけまして、更にこれらの検討あるいは修正といったものから、今日は言わば答申を行うための案ということで、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安東企画課長 企画課長でございます。

それでは、私の方から森林・林業基本計画の関係の説明をさせていただきます。前回、5月20日の林政審議会では素案について御審議いただきましたけれども、その後、1か月、パブリック・コメントに付しました。それから、各都道府県からも意見を聴取いたしました。それを踏まえて、本文の最終案を作成させていただいております。

まず、パブ・コメ等の状況ですけれども、資料1といたしまして、横長の「森林・林業基本計画（案）に対する意見の概要」という資料を配らせていただいておりますが、そこに整理をさせていただいております。

パブ・コメ及び都道府県からの意見は、全部で70件ございました。それを項目に整理して、要旨を取り入れているもの、要旨の一部を取り入れているもの、パブ・コメ等の意見を踏まえて本文案を修正するもの、それから、修正には至らないんですけれども、今後の検討課題とするものというふうに分けさせていただいております。

それで、実際に修正するものは9項目ございまして、内容については本文案の修正で、その部分を追って説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料2は変更についてという簡単にまとめた紙ですので、また後ほどごらんいただきたいと思います。資料3は今までに御説明をさせていただきました概要の紙ですので、説明は省略いたします。

資料4が本文案になっておりますので、本文案に沿って、修正した主な箇所の説明をさせていただきます。

まず1ページ、「まえがき」のところですが、下から4行目の後半ですが、これ

はパブ・コメの意見を踏まえまして、もともとは「合板工場などの木材加工施設」になっていたんですけれども、製材工場での被害も大きいということで、「製材・合板工場」という形で、製材工場を加えさせていただいています。

同じ「まえがき」のところで、2ページ目の一番上の「地域材を活用した」というところから、バイオマスの話も含めて、新しいまちづくりに大いに貢献していくという部分ですけれども、前回、島村委員から、できるだけ前向きな記述にということで、そういう視点で書きぶりを整理させていただきました。

少し飛びまして、第1のところでは6ページの下から2行目、地球温暖化のところ、もともとは二酸化炭素の排出削減に向けた取組みというふうになっていたんですけれども、木材利用の関係は炭素の貯蔵効果も大きいということで、「炭素の貯蔵」という言葉を追加させていただいております。これは後ろの方で21ページにも同様の追加をしています。これはパブ・コメでの意見を踏まえたものです。

それから、7ページの6行目辺りに名古屋のCOP10の内容の紹介ということで、前回までは単にCOP10がありましたということしか記述していなかったんですけれども、生物多様性の重要性にかんがみて、中身についても記述を加えたというものです。

8ページになりますけれども、東日本大震災の関係で2点ほど記述を充実させていただいています。

8ページの下から7～8行目辺りに、木質系震災廃棄物を含め木質バイオマス資源の活用をしていくということで、前回、鮫島委員から、瓦れきの利用に関する記述がないという指摘を受けまして、この木質系震災廃棄物という言葉を加えてございます。

それから、そのつながりとして、最後に、将来的に持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築していくということで、ここも冒頭のまえがきと同様に、島村委員から、前向きな記述という御指摘を受けたことを踏まえて、記述を追加させていただいています。

それから、一番下に「このほか」ということで、原発関係の記述を加えていますけれども、これは福島県からの意見を踏まえて追加させていただいております。

11ページ、生物多様性のところで、5行目の最後の方から「伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも」というところを加えておりまして、これは前回の横山委員からの意見に対応したものです。

若干飛びまして、17ページ、木材の用途別の利用量の目標の表でございまして、注2で、パルプ・チップ用材の目標量についての注を加えているんですが、利用量の目標のうち600万 m^3 について、前回でお示した案は製紙用以外での利用ということで、中身がややわかりにくかったんですけれども、中身について、パーティクルボード等の木質系材料とか、木質バイオマス発電等エネルギー源としての利用ということを明記させていただいております。これは前回、鮫島委員からいただいた御指摘に対応するものです。

23ページの(5)、研究、技術の開発・普及のところですが、2つ目のパラグラフの最後に、放射性物質による影響についての調査・研究ということを追加させていただ

いております。これは福島県からの御意見を受けたものでございます。

同じ 23 ページで、その下の「(6) 森林を支える山村の振興」の部分ですけれども、この下から 2 行目の「新たな産業の創出などの取組を推進する」という文章を追加させていただいております。これは前回の田中委員からの意見を踏まえたものです。

それから、同じ項目の 24 ページで「③ 都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進」ですけれども、ここは若干、全体の記述を整理させていただいております。視点は、定住と交流の関係や、交流の位置づけを明確化するというところで、前回、田中委員、金井委員からいただいた指摘を踏まえたものです。

その下の(7)の表題について、前は単に「社会的コスト負担」としていたんですけれども、田中委員からの御指摘を踏まえて、「社会的コスト負担の理解の促進」というところを追加させていただいています。

最後に 30 ページですけれども、「② 住宅、土木用資材等」の項目の最後から 2 行目ですが、黄瀬委員からの御指摘を踏まえまして、虫害材の商品名として「あかね材」というものを明記させていただいております。

以上が、森林・林業基本計画の文章案の修正についてです。

若干、補足的に資料を 2 つほど用意させていただいておりますので、説明をさせていただきたいと思います。

資料 5、横長の 2 枚の紙ですけれども、「100 年後の森林の姿について」ということで、ポンチ絵を 1 つ用意させていただいております。これは森林の姿が、過去がどうであって、今はどうなっていて、それを今回の森林・林業基本計画でどういうものを目指していこうとしているのかというイメージを整理させていただいたものです。

1 ページ目は、昭和 40 年ごろまでの森林の姿のイメージということで、絵が幾つかありますけれども、左上の絵が終戦直後の昭和 20 年代に、戦中、戦後の過剰な伐採によって森林が荒廃しているというイメージです。それで、その下の写真にありますように、その後、植林活動が全国的に行われた結果、右下の図になりますけれども、昭和 40 年ごろには森林が再生され始めた。ただし、図の括弧に書いていますけれども、昭和 40 年代では森林の蓄積は 19 億 m^3 ということで、まだまだ現在と比べると半分以下の蓄積にすぎなかった。

これが、現在の姿として 2 ページ目に絵を示しておりますけれども、資源の充実が進む一方で、間伐が必要な森林が増加していて、林業経営の採算性の低下等から必要な施業が行われず、多面的機能の発揮が危惧されている状況にあると考えています。

最後の 3 枚目ですけれども、これが基本計画が目指す 100 年後の森林の姿のイメージです。一番上に、この図にいろいろ森林が分かれていますけれども、原生的な天然生林とか、広葉樹の育成林とか、都市近郊の育成林、効率的な林業整備が行われている森林など、さまざまな生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されて、持続的な森林経営に必要な基盤が確立する。

それで、右上の方にグラフがありますけれども、660 万 ha の育成林を中心として、長伐期・高蓄積の森林から毎年 4,000 万 m³ 以上の木材生産が期待される状況になるというふうに考えておまして、こうした森林の姿の実現に向けて積極的な施策を進めてまいる必要があると考えております。

もう一つ、資料 6 です。今回、答申いただく森林・林業基本計画の中にさまざまな施策を盛り込んでいるところでございますけれども、これを実行していこうとすると、右側に「24 年度以降必要な事業量等」と書いてありますが、路網整備の加速化とか、バイオマス利用の拡大などを始めとして、今まで以上に事業量を拡大していく必要があると考えておまして、当然、そうなると、これまで以上に予算の裏打ちが必要になろうかと考えています。

ただ、予算の状況を見ますと、左の方なんですけれども、これは平成 23 年度の姿ですが、今でも当初予算だけでは全然足りていなくて、例えば平成 23 年度で申し上げると、森林整備加速化基金といって、平成 21 年に補正予算で各県に積んでいただいた基金が 1,200 億円ほどありまして、3 年間で 1,200 億円ですので、平成 23 年度でもこれが 400 億円ぐらいある。それから、前年になりますけれども、平成 22 年度の補正で措置していただいたものが 800 億円以上ありまして、これらを合わせて、ようやく必要な事業を現場では何とか賄うことができるという水準になっております。

1 つ、その中身で、森林吸収源対策を取って見ても、国際約束の実行には 56 万 ha の間伐が必要ですが、当初予算で賄っているものは 30 万 ha にすぎなくて、残りの 26 万 ha は、今、申し上げた加速化基金とか補正予算で何とかカバーをしているという状況です。

ただし、今後、この加速化基金が今年度、平成 23 年度で終わってしまうということ。それから、補正予算というものもなかなか、例えば今年度のことを考えると復興が中心になって、それ以外の補正が組めるのか、どうなのかというのは、普通にやっていると極めて厳しい状況になるのかなと思っておまして、平成 23 年度ベースで考えてもそういう状況ですので、更にこの事業量を拡大していこうとすると、予算面の裏打ちをどうしていくべきかというのは非常に重要な問題になろうかと思っております。

そういうこともございまして、2 ページ目を見ていただきますと、今までもやはり森林・林業関係に安定的な財源が必要だということで、環境税の導入を我々として環境省さんとも一緒に要望させていただいたところなんですけれども、平成 23 年度の税制改正大綱、去年の秋に決まったものですが、一度、一定の整理がついています。

この左側に書いていますけれども、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、「地球温暖化対策のための税」を導入するということが去年の冬の税制改正大綱で決まっています。ただし、これは中身は何かといいますと、石油石炭税の税率を上乗せするということはいいいんですが、使途が右側の法律の方に書いていますけれども、あくまで排出抑制、しかも経産大臣、環境大臣が行う施策に使うものと決められ

ていて、吸収源対策は入っていませんし、なかなか、森林・林業関係の CO2 排出抑制に正面から使えるものではないということです。

それで、これは税制改正大綱で決まって、法案としても国会に提出されていますけれども、今国会でまだ可決していませんで、引き続き協議になっておりますので、今後、どうなるかというのは不透明な状況でありまして、我々としては政務三役の御指導の下、今年度も環境税を要望していった、先ほど申し上げたような、必要な事業量の確保に努力をしてまいりたいと思っております。

3 ページは予算の推移ですので、また御参考になればと思って付けさせていただきました。

予算のいろんな確保につきましては、各委員からも御指導いただければと思っております。よろしくお願いします。

○岡田会長 ありがとうございます。

答申の案は資料 4 でございますが、これに関わるところのさまざまな疑問点、あるいは各先生方が心配をいただいてまいりました、実現をしていくための環境づくりみたいなことまで含めて、少し提案、御説明をいただきました。

振り返りますと、先ほど副大臣からもございましたように、1 月にこの林政審議会に諮問をいただきました。それ以降、鋭意、審議を重ねてまいりましたが、3 月 11 日の大震災を経験いたしまして、また、それをも踏まえた、このいろんな林業構造、地域構造ということの議論も踏まえまして、やっと成案を得、そして、パブ・コメにかけ、あるいはいろいろな、皆さんからも御意見をいただいて、そして、でき上がったものが本日の資料 4 とでございます。皆さんの大変な御努力で、現段階での言わば到達点を示すものができ上がったのかなということを考えてございます。

あえて御質問、ないしは御意見があるという委員がございましたら、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○鈴木委員 パブリック・コメントもいただいて、それへの修文もできてきた資料 4 ということで御説明いただきました。私、了解している内容なんですけれども、この資料 4 の 5 ページで、ここに森林・林業再生プランの推進というものを受けて、これをつくっているということが書かれておりまして、ただ、私の周囲といいますか、この資料 4 の案をまだ十分に読んでいない人たちが、この森林・林業再生プランの木材自給率 50 %を目指すというところだけが頭にあるような方なのかなとも思うんですが、その方たちが森林を伐採した後に植林を放棄するような場所が広がらないかという御心配をする向きがございました。

それで、ここをちゃんと、5 ページには、その下に「② 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備」というものがあって、それもちょうんと念頭に置いて、これができていると理解しておりますが、念のために、具体的に、ここの辺りの中身がちゃんと考えられ

ているんですというのを事務局の方から念のために加えて御説明いただければと思う次第なんですけれども、いかがでございましょうか。

○岡田会長 それでは、補足説明ということなんですが、お願いします。

○本郷計画課長 今、鈴木先生からお話がありました件でございます。今、先生からお話がありましたように、この5ページの下②のところは、前にも御説明したかもしれませんが、今回、4月に森林法の改正を行いました。その際に、まず1つ、罰則の強化ということで、従前の罰則、罰金の額を3倍に増やしているというようなことで、全体の刑法上の横並びということもあるんですけれども、3倍に増やしたことによっての抑止効果もあるのではないかと考えております。

それから、伐採が無届けで行われた場合には、伐採の中止、あるいは造林の命令を行うという措置も森林法の中に規定として入れております。そういう規定を入れるだけではなくて、その規定をきちんと運用していくというような観点が重要だろうと思っておりまして、それをこれまで市町村の行政の課題として考えてきたわけでございますけれども、今般の、この森林・林業再生プランを含めた考え方の中では、そういう市町村の行政を支援するというような形で、フォレスターというような人材を育成して、市町村行政の至らないところをきちんと補完していこうというような形で考えておりまして、現実に現場を歩いて、そういう無秩序な伐採がされているか、されていないかとか、伐採された跡がきちんと更新されているかとか、そういうチェックをきちんと図っていけるように運用させていただきたいと考えているところでございます。

○岡田会長 よろしいですか。ただ単に法文・法案をつくただけではなくて、市町村の整備計画制度をきちんと実効性のあるものにしていく。更には、この後、具体的な中身として各地域に張り付いていくと思いますが、今までの施業計画を森林経営計画として、きちんと、それも実効性のあるものにしていくという、ここが大変重要なところかと思っています。それで、切るということがすなわち更新であるという考え方も、この基本計画の中には文章化されておりますし、思想としても貫いたというのが今般の大きな特徴だと思っています。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○合原委員 合原です。

意見といいますか、お願いといいますか、叫びといいますか、いわゆる民間の現場で、この間の動きで、私はこれは、非常にプログラムといいますか、計画としてはとても立派なものだと思います。でも、何のためかというところで、やはり人間のためといいますか、国民のため、地域のためだと思うんですけれども、国有林とか公有林ばかりでしたら、これでいいんですが、でも、やはり人間がそこで生きていかなければいけない地域の中に、本当の意味で、今、従来の、何で失敗したか、これを下におろすためには、組織的にも、構造的にも、きちんとやっていかないと、絶対にまた違う形で、例えば所有権の対立とか、

所有権の主張だけが出てきて、どんなに法律で罰則しても、放棄してしまっただけで切ってしまう人間に対しての罰則はなかなか難しいので、そのところの、要するに民間の林業の意欲の衰退みたいところを、これから、あの立派な計画で血を入れていっていただけることが大事だと思います。

それはどういうことかといいますと、やはり森林組合や組織の大改編といいますか、私も日田市は、最近、市長選がございまして、林業をトップに主張する、4年間おやりになった市長が1,700票差で落ちました。それで反対派というのは、林業の町でありながら、やはり若者と女性で、林業の人は守旧派が多いので、負けたんです。やはり地域逼塞の中で、山は大事ですし、環境は大事ですし、緑は大事で、皆さん、それは市民の方、みんな知っているんですが、それを自分の地域の活性化につなげたいというところで、やはり旧来のいろんな組織の在り方に対して、普通の人たちがといいますか、何かチャンスがあれば森林に関わりたとか、林業をバックアップしたいという人たちが反対の意見で、これは非常にみんなあつと驚く出来事で、いろんな問題点はそこにありますけれども、そういう意味で、やはり今度、一生懸命、要するに100年後の姿もすごく立派だと思うんですが、ここに生き生きと生きている地域の人間の幸せな姿が中に入っていくとよけいにいいかなという、そういう形でのお願いでございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

特に修正ということではなくて、これの実効あるところ、あるいは新しい地域の実情なりシステムなり、あるいはそこに求められていることについて、上手に対応するという、この適応のところについてのお願い事ということでした。

そのほか、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○黄瀬委員 少し教えていただきたいといいますか、明らかにしていただきたいんですが、資料3の、いろいろ、どこにも出ていますけれども、森林・林業基本計画の4ページなんですが、この4ページの中に木材の供給量とか、あるいは利用量ということで、平成21年の実績が1,800万 m^3 となっていますけれども、ここには明示されておきませんが、これは後の全国森林計画の中でも少し出てまいりますけれども、いわゆる立木の伐採材積は、ここには表れていませんが、私が聞いた限りでは約4,000万 m^3 ぐらい伐採されている。その中で、供給量が1,800万 m^3 といいますと、ざくつと半分から少し少ない、45%ぐらいという認識でございます。

それでは、10年後の平成32年の3,900万 m^3 に即応するための伐採材積といいますものは、私は5,000万 m^3 ぐらい伐採されて、利用量といいましょうか、供給量は、その中の、今までは45%でしたけれども、それを上げて、80%ぐらいまで目標として持っていけるのではないかと予測されるわけですが、その確認とともに、もし、そうであるならば、現在、4,000万 m^3 を伐採されて、10年後には5,000万 m^3 を伐採されるとなれば、1,000万 m^3 増えるわけでございますけれども、その1,000万 m^3 がいわゆる製材の用材だけをと

らえて見ますと、平成 21 年の実績が 1,800 万 m^3 です。4,000 万 m^3 に対しては 3 割ぐらい、製材用材として、A 材といいましょうか、利用材として使われておりますが、10 年後では 1,900 万 m^3 ということで、800 万 m^3 増えるわけですが、伐採量が 1,000 万 m^3 に対して 80 % ぐらいが製材用材に使われるという認識でよろしいのでしょうか。そこら辺だけお尋ねしたいと思います。

○岡田会長 お願いいたします。

○安東企画課長 冒頭におっしゃられた、現在が 4,000 万 m^3 で 1,800 万 m^3 、それから、平成 32 年が 5,000 万 m^3 で 3,900 万 m^3 というのは、おおむね、そういう計算になります。

それで、後段で言われた 1,000 万 m^3 のうち 800 万 m^3 が製材用材というのがどういう趣旨か、あれなんですけれども、平成 21 年から平成 32 年まで、10 年かけて 2,100 万 m^3 、供給量を増やしていくうちの製材用材はプラス 800 万 m^3 で、パルプ・チップ用材がプラス 1,000 万 m^3 、これはバイオマスなども含めてで、それから、合板用材がプラス 300 万 m^3 という内訳になります。

○黄瀬委員 といいますと、現在、4,000 万 m^3 を伐採して、それで供給量が 1,800 万 m^3 ありますね。それで、1,800 万 m^3 のうちの 1,100 万 m^3 が製材用に向けられておるわけですね。そうすると、ざくつとした伐採の 3 割ぐらいを製材用材に使われている。

その観点でいきますと、5,000 万 m^3 に増えた場合、5 かける 3 が 15 で、1,500 万 m^3 程度しか普通なら増えないのではないかと。それが 1,900 万 m^3 ですから、400 万 m^3 ぐらいを、いわゆる用材を切るといいましょうか、そういうことなのか、あるいは私どもがいつもお願いしておりました、この「あかね材」などをどんどん製材に向けていくんだ。今まで B 材として使われなかったけれども、それを A 材と同じような用途に使っていく。いわゆる、JAS に「あかね材」を入れ込むことによって、JAS 製品として、その部分を増やしていくというような願いを思っています。

○安東企画課長 基本的には、資源として林齢が上がっていくので、A 材で使える割合が高まっていくというのが基本的な考え方です。

○黄瀬委員 わかりました。

○岡田会長 よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

短目をお願いします。

○前田委員 私どもとしては、是非、この森林・林業基本計画を実行に移していただきたいという、これは要望ですけれども、これを実質的に、先ほど示されました森林・林業基本計画の実行についてという形の中で、やはり予算をどう担保していくかというのは一番重要なポイントだと思っておるわけであります。

そういう面で、ここに示されています税制改正の大綱等についても、是非、これを実現の方向に向かっていただいて、国民的なコンセンサスをどのような感じで取って、本当の意味での森林資源の保全、また、多面的機能の確保をしっかりと展開していくという面では、

この財源の確保をどう展開していくかというのは、我々、委員の立場、あるいは政治家の一員として、そういう政治的な動きも、ある程度、国民的にコンセンサスを得るような活動を展開すべきことの合意形成を図ることが最も重要だ。これは本当にいいプランだ、これ以上のものはないのではないかという思いすらするわけではありますが、是非、そこら辺の取組み等々についても御指導・御示唆をいただけるとありがたいと思っている次第でございます。

以上であります。

○岡田会長 どうぞ。

○皆川長官 一言だけ、今日は資料6を特別に用意させていただいたのも、今の予算事情の厳しい状況を御理解いただきながら、ただ、我々はそれを乗り越えていかなければいかぬのだということについて、なるべくコンパクトに、わかりやすい形でまとめさせていただきました。

今、前田さんがおっしゃりましたように、いわゆる閣議決定をしても、その裏打ちとなる実行手段がなければ実現がおぼつかないということにもなりかねませんので、その点について、私どもとしては、まずは当然、今回の場合は補正予算等がかなり本格的な、復興を中心とした予算が組まれるということが確実でありますので、そういった中にも、私どもとすれば、今回、大震災との関係についても少し、この基本計画の中にも記述させていただいておりますけれども、そういった復興そのものが森林・林業再生プランの実行、それから、森林・林業基本計画の実行と重なる部分がかなり多うございますので、そういった意味で、あらゆる機会をとらえて、裏打ちとなる予算の獲得に向けて努力したい。

もう一つは、本当の意味での安定財源ということを考えますと、地球温暖化対策自体もどうなるのか、今後のいろいろな課題はありますけれども、そういった中で、やはり森林が果たしてきている役割は国民的な認知もされている分野でありますので、そういう安定財源を取っていくということでの税制改正要望ということも、今回は環境省が何を言おうと、我々独自でもしっかり要望として挙げていって、なるべく御理解を得るように努力したいというような思いで、この資料を出させていただいたということでございます。

今後ともさまざまな角度から、また御支援をいただければありがたいと思っております。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、今日もたくさんの御意見をいただきましたが、いずれも修正を求めるという意見ではございませんでしたので、この辺りでまとめにさせていただきたいと思います。

大臣から諮問のありました、森林・林業基本計画（案）につきまして、適当である旨の答申をしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、答申の文案をお手元に配付いたしますので、まず、その御確認をお願いいたします。

内容的には、変更についてということでの答申でございます。御確認をいただきましたでしょうか。

それでは、このように答申をさせていただきます。ありがとうございました。

引き続き、(2) という議題事項でございます。

全国森林計画の変更につきまして、これまでたくさんの回を重ね、議論をしてまいりました。これにつきましては、まだ大臣から諮問をいただいておりますので、ここで諮問をいただきたいと思います。

諮問につきましては、本来は大臣からということでございますが、長官から代読という形でいただきたいと思います。

○皆川長官 「林政審議会会長 岡田秀二 殿

全国森林計画の変更について

森林法第4条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見をもとめる。

農林水産大臣 鹿野道彦」

よろしくお願いいたします。

(皆川長官から岡田会長に諮問文を手交)

○岡田会長 検討させていただきます。

それでは、ただいま、諮問をいただきましたが、既に何度も御議論をいただき、大変厳しい御指摘もいろいろといただいておりますし、これにつきましても既に計画案を、私どもは一定程度のとりまとめを行って、パブリック・コメント、あるいはそれ以外についてもいろいろな御意見をいただいていたというのが実態でございます。これにつきましても、パブ・コメ、あるいはそれ以外の意見を含めて、更に、今日いただきました諮問に対する答申案ということでの案の提案・御説明をいただきたいと思います。

○本郷計画課長 計画課長でございます。

資料7をごらんになっていただきたいと思います。今、会長からもお話がございましたように、基本計画とほぼ同じ経過をたどりまして、5月20日以降、パブリック・コメント、あるいは各県からの御意見をいただいております。資料7はパブリック・コメントの結果でございますけれども、提出者数が8件で、8件の方の中にいろいろ、複数の項目についてのお話がございます、19項目というふうに整理をさせていただいております。

基本計画と同じように、既に要旨を取り入れているものと、それから、要旨全体にはならないんですけれども、一部はそこに考え方として入れさせていただいているもの、それから、修正するもの、今後の検討課題。今後の検討課題については、なかなか、今の段階では難しいというような内容のものを分けさせていただいております。

この結果、修正をするというものはございまして、今後の検討課題としたものが2件ございました。内容的には見ていただければと思いますので、次に本文の方の、パブリック・コメントでは修正がなかったわけですが、前回の林政審議会等で、変更、修正をした方がいいという御意見等をいただいているものがございますので、資料10でござ

いますけれども、その部分を御説明させていただきたいと思います。

まず、1点目は3ページの第1表でございます。横山委員から、この「生物多様性保全機能」の書きぶりが誤解を生むような、特にスポット的な生物多様性保全機能のことしか書いていないというような御指摘をいただきました。その部分、最初の段落のところに、本来、本文にも書いてございましたけれども、生物多様性保全の機能について、森林がどういう役割を果たしているのかというようなことについて、書き込ませていただいております。

それから、この生物多様性保全機能に関して、我々の認識不足ということで、貴重な生物種というような表現が幾つかございました。その貴重なというものを、とりわけ、この2段落目の1行目にございますような、「希少な生物が」というふうな言葉遣いに直させていただきます。どうもありがとうございました。

2点目は9ページでございますけれども、加賀谷委員から「(2) 間伐」の「うっ閉」という表現と申しますか、暗くなってしまうと、完全に林冠が閉鎖して、本当に真っ暗になってというようなことをイメージするような形になって、もっと早い時期に間伐をするというようなことをきちんとわかるようにすべきではないかというような御意見だったと記憶しておりますけれども、そのうっ閉という意味合いが、そこに書いてございますように、括弧書きで入れさせていただきましたけれども、「隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること」ということで、そういう接し始めたというような意味で言いますと、真っ暗になるというようなイメージではないということで、このうっ閉という言葉を使っている。それで、立木間の競争が生じ始めた森林で間伐を行っていくんだというようなことを明確にさせていただいたつもりでございます。

加賀谷委員のお話がございました、うっ閉する前に間伐をするというような部分については、この表現の中の運用として十分対応できるものと考えておりますけれども、余り、その基準をきちっとしないで、何でもありみたいにしてしまうと、また間伐のやり方としてよくないものも出てくると思いますので、その点は、この表現で、そういう運用もさせていただきますということで御理解をいただきたいと思います。

それから、17ページの「(3) 治山事業」でございますけれども、前回の林政審議会でお示しさせていただいた部分につきましては、この治山事業の部分の下から3行目のところで、単に豊かな環境づくりとかというふわっとした言葉で表現させていただいたわけでございますが、その内容をきちんと書き込むといったことにさせていただきました。

その内容として、そこに書いてございますように、現地の実情を踏まえて、必要に応じて、在来種による緑化、あるいは治山施設への魚道の設置というものを生物多様性の保全という形で例示的に記載させていただいているということでございます。

あと、幾つか「てにをは」的な修正はございますけれども、構成として変わっているものが25ページでございます。25ページに第6表がございしますが、これは前回お示しさせていただいたときには本文の中に記載をしておりましたけれども、ほかの表、第1表、第

2表というようなほかの表との平仄を合わせる観点から、第6表に場所を移しておりますので、本文の中であったものをここに持ってきたという構成上の変更でございます。

あと、この別表をこういうふうに持ってきたことを踏まえて、本文中に別表を記載しているページを本文の中に入れさせていただいておりますし、この別表の中で本文の項目を引用している部分については四角括弧で書いたり、そういうふうにして工夫をさせていただきました。

今回の変更については以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

この全国森林計画につきましても、森林・林業基本計画と同様に、何度も御議論をいただいてまいりました。実は、これだけを見ていますと、そんなに大きな変更ではないかに思いがちなんですが、実は今回、大変大きな変更が加えられております。その資料10だけを見ても何だかわかりにくいと思われるかもしれませんが、実は大変わかりやすくなりました。

この整理を、資料8という1枚ペーパーを見ていただきますと、実は全国森林計画というものはこんなもので、なおかつ、今回の変更の特徴点はこうですということが6つほどの○が付いて示されておりますが、皆さんから多くの御意見をいただいて、実は内容的には本当に大きな変更をいたしました。なおかつ、パブ・コメ、あるいは考え方、ないしはテクニカルタームみたいな、そういうことについてもわかりやすくということで、随分の変更があったというのが私の率直な印象でございます。

あえて、あるいは特段、これはやはりただしておきたいということがありましたら、御意見・御質問いただきたいと思います。

お願いいたします。

○島村委員 島村です。

少し私の理解ができていないということがあって、説明をお願いしたいんですけども、資料10の8ページの「(1)立木竹の伐採」という中で、真ん中辺りなんですけど、「伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること」というふうな表現なんですけれども、今更聞いている申し訳ないんですが、ここのところがうまく理解できていませんで、例えば一斉に切るとしても、その2つの境界の間には樹高程度のいわゆるバッファを設けなさいということだとしますと、最低樹高程度で、そうすると、この残ったバッファゾーンは、その次にどういうふうにして伐採するのか。非常に短いバッファゾーンですし、同時に、多分、そういうところだけ残してしまいますと、台風とか強風でかなりばたばたと倒れるのが普通だと思うんですけども、そこの理解のところが、私、うまくできていませんで、もし、御説明いただければと思います。異議を申し上げているつもりはありません。

○岡田会長 お願いします。

○本郷計画課長 これは、伐採面積を規制すべきではないかというようなことの議論を踏

まえて昨年来からの議論があったわけですが、伐採面積の上限みたいなものをもっと厳しく規制すべきではないかというようなお話がございました。そういうことに対応して、伐採面積の上限をきちんと何 ha 以上、保安林の場合は今でも 20ha とか 10ha というものがございしますが、普通林の場合はそういうものがございせんけれども、基本的な考え方として、大きな伐採面積にならないように配意をしていただきたいというようなことが、この全国森林計画の中で考え方として出されております。

その中で、「伐採跡地が連続することがないよう」というのは、ちゃんと伐採した後、更新をさせてから隣を切ってくださいという意味合いでございます。それで、それを更新しないまま、どんどん、例えば 1 年分で言えば 10ha なんですが、次の年、更新しないで、また 10ha にすると、伐採跡地としては 20ha となってしまう。そういうことをどんどん繰り返していくと、基本、伐採面積を大きくしないようにというような考え方を幾ら言ってもしり抜けになってしまうということで、そういうふうに続けて切られるときには、間にこういう保護樹帯といいますか、こういう木をきちっと残して、伐採面積が大きくなるようにしていただきたいというガイドラインとして出したものでございます。

勿論、今、島村さんがおっしゃられたような、樹高程度 20m ぐらいの幅を残しておいてもいずれ倒れるのではないかなという部分については、地域の実情に応じて、市町村計画とかそういうところで、この部分をもっと広く取るとか、そういうことも可能である。最低限、最低ラインのガイドラインとして、こういう考え方を示させていただいているということでございます。

○岡田会長 いかがでしょうか。

もし、更にあれば、どうぞ。

○島村委員 伐採面積をどういうふうに規制するかというのは、1 つ課題だと思うんですよ。ですから、その間のバッファを設けるという考え方よりも、伐採面積の最低と最大をどれぐらいにする。それで、その隣の部分は、例えば翌年とか翌々年に切っていくというのがごくスタンダードな考え方ではないかと正直言っています。

ですから、実際にこういうところを、バッファゾーンを残してしまうと、結局、倒れてしまうわけですよ。そういうケースが多いんです。勿論、これは幅をもっと広くすればそういうことはないと思いますけれども、ですから、そういう意味では最低ということですから、もっと広くするということも含めてということで、とりあえず、私としては理解したいとは思っています。ただ、小さい幅だけを設けても余り意味がないのではないかと正直思っています。

○本郷計画課長 おっしゃられることは、今も私が御説明したようなことですが、基本的な考え方としては、できるだけ伐採地を分散させるということで、連続して伐採するようなことにならないようなことをモザイク的にしていくという、生物多様性の考え方からしても、いろんな樹種・林齢のモザイクになるような伐採になるようにということで

すけれども、なかなか、民有林ではそういうふうに簡単にならないので、こういう、ある意味で、簡便と言ったら悪いですけれども、はっきりわかるような規定をガイドラインとして示させていただけるということで御理解いただければと思います。

○島村委員 わかりました。

○岡田会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。もし、特にとということで、どうしてもありましたら。

もし、なければ、これにつきましても、先ほど諮問をいただきましたが、ただいまの議論をもって、特段の修正を求めるような意見がなかった旨の答申をしたいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、答申文の案を配付いたします。

これにつきましても、全国森林計画の変更について(答申)という形で、お手元にあるペーパーのようなことで答申をしたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、(3)でございます。

「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」の中間報告案でございます。御説明をお願いいたします。

○平之山治山課長 治山課長でございます。

「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」の中間報告につきまして、御説明させていただきます。資料 11 をお目通し願います。中間報告本体と概要版と2つあるかと思いますが、時間の関係がございますので、概要版にて説明をさせていただきます。

1 ページ目をお目通し願います。まず、設置目的で、一番上にございますとおり、津波によりまして太平洋岸の海岸防災林に甚大な被害が生じたわけでございますけれども、このことを受けまして、被災状況の把握、津波に対する効果の検証、復旧方法の検討等を目的に検討会を設置した次第でございます。

中段の左側で、審議経過でございます。5月21日の仙台市を中心とした現地検討会の実施を皮切りに、これまで都合3回開催しまして、中間報告をとりまとめた次第でございます。本日用意させていただきましたものは3回目の検討会におきまして、委員の意見を相当受けましたが、調整を了したものでございます。

中段の右側で、委員の構成でございますけれども、防災、治山、砂防関係、それと、海岸防災林の専門家7名から構成してございます。座長につきましては、治山はもとよりでございますけれども、森林・林業全般に造詣の深い太田先生をお願いしてございます。

下段で、中間報告の構成でございます。第1としまして検討の趣旨、第2としまして被災状況及び津波に対する効果、第3として再生方針ということでまとめてございます。

2 ページ目をお目通し願います。今回の大震災によりまして大規模な津波が発生してございまして、青森県から千葉県の海岸部で高い津波が観測されてございます。直近の実績で、被害額が 550 億円ということで、甚大な被害が発生してございます。ちなみに、今回の東日本大震災関係で、内陸部の山腹崩壊も含めて、直近の実績は約 730 億円程度となっておりまして、そのうち実に 4 分の 3 が、この海岸防災林に集中しているという実態にございます。

中段の左側で、被害の実例でございます。陸前高田市の場合、海岸防災林全体が被災を受けてございまして、汀線自体も大きく後退しているという劇的な被害状況で、他方、茨城の大洗町の場合、防潮堤の被災のみということになってございます。このように、各地域の被災状況はそれぞれの地形条件等々、さまざまなものが異なっておりまして、被災状況も区々としてございます。

そういった状況を類型化したものが右側で、およそ 4 つのパターンでございます。

林帯が被災したケース 1 で、事例としては、これは非常に少なく、特にリアス式海岸に見られてございます。全体の 1 割弱がこのケースでございます。

施設のみが被災のケース 2 でございますが、これも全体の 1 割弱でございます。

津波が防潮堤を越えて林帯のみが被災したケース 3 でございますが、これが全体の 2 割弱でございます。

防潮堤と海岸防災林がともに被災したケース 4 が、今回、非常に多く、全体の 7 割強がこういった被害実態にございます。

3 ページ目をお目通し願います。効果でございますけれども、海岸防災林は、御案内のとおり、もともと潮害の防備、飛砂・風害の防備のための災害防止機能を有してございまして、これらの機能発揮を通じまして、地域の生活環境の保全に大きく貢献しており、また、津波に対する効果の観点について見ますと、津波エネルギーの減衰効果や到達時間の遅延効果、漂流物の捕捉効果が今回につきましても報告されてございます。

今回の津波の事例について見ますと、中段の左側をお目通し願いますが、青森県の八戸市の事例でございます。ここにおきましては 6 m を超える津波が襲来してございますが、海岸防災林の背後の住宅が守られてございまして、また、20 隻を超える船等が海岸防災林に捕捉され、内陸部への侵入を防いでいるといった効果を発揮してございます。

その下、仙台市の若林区の事例でございます。ここは 9 m を超える津波が襲来してございますけれども、海岸防災林が津波エネルギーを減衰させまして、家屋を守ったということになってございます。

右側で、独立行政法人森林総合研究所によりまして、左側で御紹介させていただいた八戸市の事例の各諸元を使いまして、林帯がある場合と、林帯がない場合をシミュレーションして試算したものでございます。一番上が津波の襲来直後、その次が 2 分後、その下が更に 7 分後、トータル 9 分後でございまして、見ていただきますと明らかなように、津波の到達時間そのものの遅延効果が明らかな形になっているということ、それと、一番下の

9分後の姿というものが、およそ最終の到達地点ということで報告を受けてございまして、明らかに津波エネルギーが減衰されて、到達距離についても、林帯がある場合とない場合で明らかな相違が指摘できるのではなかろうかと思っております。

4ページ目をお目通し願います。海岸防災林の再生の基本的な考え方で、今回、甚大な被害を受けた海岸防災林につきまして、飛砂・風害の防備等の防災効果があるわけですが、これに加えて、津波に対する被害軽減効果、先ほど触れた3つの効果も考慮した復旧・再生を検討すべきであり、具体的には、被害の実態が箇所ごとにまちまちでございまして、そのことを踏まえて、それぞれの地域の事情、生態系の保全の必要性等を踏まえて、再生方針を決定すべきであるということでまとめていただいております。

再生の方向性は、中段でございまして、4つのタイプでとらえてございます。

リアス式海岸など林帯幅がそもそも狭い箇所や施設のみ被災箇所につきましては、原形復旧あるいは施設の改良、施設の改良と言いますのは、防潮堤のかさ上げ、あるいは増厚を主体にするものでございます。

それと、大きな2つ目としまして、平野部など林帯幅が確保できる箇所につきましては、林帯幅の確保、更には人工盛土の造成といったことを復旧・再生の方向として定めてございます。なお、右の多機能海岸防災林につきましては、現在までの作業で申し上げますと、岩手県の陸前高田市や宮城県の東松島市、仙台市以南の地域、福島県南相馬市等々が該当してくるのではなかろうかということで想定してございますが、具体的なものにつきましては、それぞれの地域の事情を十分踏まえて決定をしていきたいと思っております。

検討に当たっての留意事項を5つ並べてございまして、そういったことにつきまして、特に検討会におきまして主要論点を整理した次第でございまして。

5ページ目をお目通し願います。海岸防災林の再生に当たっての推進方向でございまして、上から2つ目について、現在、国及び被災県で復興計画を検討しているさなかでございまして。再生に当たりましては、こうした地域のランドデザインの内容と整合するようにして検討すべきだという点、3つ目について、林帯幅についてでございますけれども、これまでの技術的知見、これは中間報告の本文には記述してございますが、これまでの知見によれば、最低50m、可能であれば200m程度があるのが望ましいというのが研究成果でございまして、こういった技術的知見を念頭に置きまして、各地域の実情を十分踏まえて検討すべきだという点、また、林帯幅が確保できない場合等につきましては、森林の構成により機能を高めるといことも指摘されてございます。

それと、その下でございまして、地盤高が低くて地下水位が高いような箇所で、今回の被害実態を見ますと、かなりこういう箇所が多くございまして、いわゆる微地形に相違がございまして。そういったところは、根系が垂直方向に必ずしもよく伸びてございまして、不安定な状況にあり、そういった中で、かつてない津波が襲来し、海岸防災林が破壊されたというメカニズムになってございまして、垂直方向に根系の発達を促すように、ある一定程度の盛土によりまして地盤高を高くして、その上で海岸防災林を造成すべきだとい

う指摘でございます。

4つ目について、多機能海岸防災林についてでございます、箇所ごとに必要性及びコスト等を考慮しまして、人工盛土の構造・配置等を検討すべきだという点、特にということで、河川も含めて完全に閉鎖系にするというのはもとより難しいわけでございますので、連続したものだけではなくて、単独あるいは千鳥格子状に孤塁を効果的に配置することにつきましても検討すべきだという指摘でございます。

加えて、ガレキの利用につきましては、周辺への影響が生じないように、無害化された再生資材、具体的にはコンクリートがらからプラントで生産した再生骨材等々でございますけれども、こういった無害化された再生資材について検討すべきだという指摘ございました。

海岸防災林の植栽木につきましては、マツだけでなく、広葉樹につきましても検討すべきだという点、併せて、地域住民や NPO の参画による植栽等を検討すべきであるという指摘をいただいております。

以上が中間報告の内容で、今回の震災のことを考えますと、もとより安全・安心に関することでございますので、できるだけ早期の対応が求められていると承知してございます。これまでにつきましても、被災した防潮堤の復旧、これは止血措置で、是非とも早く対応する必要がございますので、それにつきましては一次補正で、山腹の復旧のための予算も含めて、全体で 186 億円程度だったと記憶してございますけれども、確保してございますので、早速、それで対応するといったしまして、その背後における、本テーマでございます海岸防災林の再生につきましては、検討会の委員の協力を得て、更に具体的な詰めを進めて、できるだけ早く取りかかっていると思っております。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

御質問・御意見があれば、いただきたいと思います。

加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員 加賀谷です。

一刻も早い海岸防災林の再生を願うものですが、5 ページの一番最後の行で1点お願いといいますか、私も専門家ではないのでわからないんですが、広葉樹についても、今後、考慮していくということなんですけれども、例えば、今、神奈川県は防災林については、広葉樹も一部混植されているんですが、これについて、数か月に1度、真水で洗浄しているというような話も聞いております。こういった樹種で真水の洗浄が必要なものと、被災地の都道府県については非常に負荷がかかるものと将来的には思いますので、こういった御検討も是非していただきたいと思います。

以上です。

○岡田会長 お願いいたします。

○平之山治山課長 ありがとうございます。

まず、広葉樹について使用するということにつきまして、恐縮でございます、本編の 16 ページから 17 ページにかけまして記述してございまして、もともと海浜部でございますから、海岸の最前線は飛砂、潮害、寒風等の害に耐え得るものでなければなりません。そして、陸側は防風効果が高いものであるということで、これまではやはり、クロマツ、アカマツというものが中心であったわけでございますけれども、御案内のとおり、日本全国押しなべて、はげ山や裸地というものは少なくなった関係もございまして、それほど、かつてのように飛砂の効果というものを求めなくてもよからうということが議論されました。ついては、広葉樹もという全体の動きを念頭に置けば、確かに広葉樹というものを積極的に箇所箇所で選別しなければなりませんけれども、植えた方がよからうということになりました。

それで、御指摘の塩分の関係につきましては、更に今後、4 回、5 回ということで検討会で積み上げていきますので、その中でも御議論させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○横山委員 横山です。

この最後の 5 ページにあります、勿論、この仕事は地域の実情に応じということが大事だと思うんですけども、この中の最初に、「地域の生態系保全の必要性等に応じ」というものが書いてあるんですが、これはとても重要だと思うんですけども、海岸部の自然植生、その土地固有の樹種による自然林、海岸林とか、それから海浜植生という、これは次々に全国でなくなってしまった植物社会なんです、これらの再生地となり得るところが生まれてきているという場所があるのではないかとと思うんですけども、こういう場所を抽出する手順とか素材をどのように使われているのかということをお聞きしたいと思うんです。

太田先生を始めとする皆さん方が検討をされるときに、どういう材料を用意していく御予定かという、つまり、生態系保全の必要性というのを何の材料から拾い上げるのかという意味です。

○平之山治山課長 今回、この検討会では、どちらかといいますと、まずは再生をするということに力点を置いてございまして、その中でも、確かに横山委員御指摘のとおり、生物多様性というものは重視してかからなければいかぬということで、本文中におきまして 3 か所ほど書き込みをさせていただいた次第でございますが、一方で、それでは具体的にどの項目をもって生態系の保全を検討していくかということですが、そこまで深めた議論には現時点ではまだなっております。

○横山委員 それはわかりますけれども、今後、それは、こう書いてあるからには、どういうふうに入れ込んでいくのかというふうに思っただけですので、今後の検討の中で、是非、その項目というのをお願いしたいと思います。

といいますのは、やはり地盤がすごく下がってしまったりして、かつての位置にそのまま海岸防災林をつくるということが、結局、できないということが起こり得る場所というのがたくさん出てきていると思うんです。ですから、そういうところについては、無理に人工的にそこを植生に戻すといいますか、必要な防災林に戻すということではなくて、そこは自然に放置して、自然の成り行きに任せる方が安全ということになるだろうと思う場所もありますので、そういうような検討を進めていただきたいと思います。

つまり、無理に人工的を広げるという意味ではなくて、どこかまでは自然に委ねるということをした方が、むしろ防災効果も上がるのではないか、そういう場所があるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○平之山治山課長　ありがとうございます。

防災という観点から考えますと、今回、先ほど説明した中にも入れてあるんですが、地盤高が低くて、逆に地下水が相対的に高いがゆえに、樹木の根の張り方が直根であるべきところを水平に根が張って、非常に不安定な状況があるといったところで、かつてない津波で倒されたということがございました。それを防災の観点から強くするためには、どうしても盛土をすることで、人為をそこに加えることによって初めて達成できるのではなかろうかという議論もされてございます。

確かに、一方で、自然に委ねるゾーンがあっていいではないかというのはそのとおりでございますので、この辺につきまして、そういう意見もあったということを念頭に置いて、更に詰めていきたいと思います。ありがとうございます。

○岡田会長　ありがとうございました。

そのほか、いかがですか。

どうぞ。

○金井委員　金井と申します。

海岸林で、実は2週間ほど前に陸前高田市の唯一残されていた一本松のところへ行ってみまして、本当に周辺は残酷なぐらい木が折れてしまっていて、その1本の松は樹齢200年ということなんですが、1m半ぐらいの四方を鉄板でしっかりと囲って、一生懸命なんだと思っていて、この松を守って、被災者の皆さんの希望をしっかりと1本の松が受け止めて、非常に凛とした姿で立っているような印象があったんですが、復興の手順というのはたくさん順番があると思うんですけれども、今、残されている松の仲間が早く周りにもできて、いろいろ説明にありましたように、海岸防災林の役目あるいは再生に少しでも早くできていったらいいなと思いますと同時に、先ほどおっしゃっていましたNPOなども含めて、植生に関わる、再生に関わっていく。

前は時期と申し上げたんですが、その1本の松を見たときに、被災地の皆さんのものすごい希望なんだと、1本の松が期待を寄せられているんだと思って見てきましたので、またいつごろから始まりますかということよりも、その下の沈下している地盤を、どう植林ができるように盛土したり、いろいろ地盤固めしていかなければいけないことに、また

たくさんの時間と費用がかかるのかなと思って見てまいりました。

感想でございます。以上です。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。大変重要などいいますか、本来の仕事の一つという感じが強くいたしますので、もし、そのほか、御意見をいただけることがあれば、どうぞ。

○藤野委員 藤野でございます。

私も詳しくなくて、明るいことではないんですけれども、たまたま、ちょうど1年ぐらい前、北海道の江差に近いところの国有林の海岸防災林ですか、砂を防ぐための林を100年ぐらいかけて再生された例を見せていただいた記憶があります。広葉樹を非常にたくさん使ってあって、いろいろな手法で、だめでやり、まただめでやりということで、今、再生されつつあるという状況だったと思います。

そういう全国の事例を見ながら、今回、なるべく早く役に立つものをつくっていくということだと思いますが、全く書かれていないんですけれども、法規的な措置というのか、例えばその土地が国のものであるのか、または民有地であるのか、私は沈んでしまったところをもう一度盛土をして守り立てるとするのは少し違うのではないかなと思っていて、地殻が動いているような大きな地盤の変化があったところに対し、今回のことを踏まえて、例えば民間のものにしないで、一級河川の河川敷のように、国が直轄で管轄しなければいけない部分とか、そういうことも出てくるのではないかとおぼろげに思っているんです。それで、国有地であれば、この国の方での整備ができるんですけれども、もし、民有地とかが絡んでいると、こういうことが難しいのではないかなと思うんですが、その辺のことも、当然、検討しているんですね。その辺りがよくわかっていないんです。

○平之山治山課長 まず、土地の利用をどうするかにつきましては、まさに地域のランドデザインをどう描くかということになりますので、それぞれの地域において、そのランドデザインができたものを参考にして、我々は検討していくということになろうかと思っています。

それで、今回、被災を受けている海岸防災林、例えば仙台市の仙台平野の事例で言いますと、大体、250m から 300m 程度の林帯幅があるんですが、市が持っている森林、県が持っている森林、それで、国が持っている国有林、およそ三重構造になってございます。それで、仙台平野の海岸だけを見ますと、およそ国あるいは地方公共団体のものがございます。ただ、これがいわゆるプライベートな私有林であったとしても、そこは保安林という形で、森林を法的に規制措置の網をかぶせることによって、全額国費あるいは県の費用を使いまして森林を造成することは可能でございますので、我々としては必要な予算を確保して、民有林であってもきちんと整備をしていきたいと考えてございます。

○藤野委員 民有林であっても整備していくのは大事なことだと思いますけれども、その所有に関してどうこうということまでは及ばないといえますか、変えるわけではないということなんですね。

○平之山治山課長 所有自体につきましては、まず、地域のグランドデザインでどう描くかということがございまして、それを見てみないと何とも申し上げようがないんですけれども、およそ所有権を取得しなくても森林整備はできるということでございます。

○藤野委員 地域のグランドデザインは本当に大事で、その土地土地の方たちの思いが一番大事だとは確かに思うんですけれども、ここまでひどい被害のあるときに、ある程度、国が率先して、こうやるということを決めて、それに地域が応じていくということもあり得ると思っていますので、よろしくお願いします。

○皆川長官 今、治山課長が御説明したのは、いわゆる我々が事業として整備する場合のやり方としては、それが民地であろうと、保安林であればそういった事業ができますということなんですけれども、藤野先生がおっしゃっているのは、もう少し幅広い形で、今回、地形が改変するぐらい非常に大きな変化があったという中で、例えばその部分を、河川敷のようにとおっしゃいましたけれども、国有地化して、その整備とか何もかも全部、国が一から十までやることができないかというような御指摘だと思うんです。

そこについては、1つには、先ほどもグランドデザインと申し上げていますが、土地利用自体を本当にどうするのか。既存の用途のままでまた整備していくのか、それとも、少し用途を変えて、例えば今まで農地だったところを市街地にして、要は林だったところを農地にしてとか、そういった、いわゆる使用の用途を変えていくというようなことも入れるという御指摘もあるわけで、そういったことについては、要はそういったグランドデザインをできる、例えば土地利用規制がそれぞれ、国土交通省も都市計画法という形で持っている。更には、我々は農地法があり、農業振興地域の整備に関する法律があり、森林法があるという、それぞれ縦割の法体系がありますので、その横の調整はなかなかできにくいわけです。それを簡便にする手法を、今、実は国土交通省と農林水産省がまとめている、法律の縦割を地域が1つの計画をつくれば、縦割の規制にある部分を一挙に抜けるといったような法体系を、今、考えていますので、それを多分、秋の国会等には出していくということになるのではないのか。

そういった中で、場合によれば一部を、保安林として買い入れする。また、借り上げ規定等もあることはあるわけなので、そういう意味で、所有関係も変えるということは手法的にもあり得るという姿ではありますけれども、それに先立つものとしての用途関係を整備する法律等も、今、用意をしておりますので、全然、グランドデザインは地域のことなので我々は関係ありませんということではなくて、そのグランドデザインを立てやすくするための法律体系については、それぞれ検討しているということで御理解いただければと思います。

○岡田会長 ありがとうございます。

大変大事な点の意見交換だったかなと思います。森林が公益性を持つ、公共的な、いろんな、多様な機能を発揮する、そういう意味では、プライベートの土地であってもという、そのところに関わる非常に大事な御意見かと思います。ありがとうございました。

それでは、以上にさせていただいて、続きまして、「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載決定について、御説明をお願いいたします。

○出江研究・保全課長 研究・保全課長でございます。

資料 12 をごらんください。「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載決定について御報告させていただきます。

6月にパリで開催されました、第35回世界遺産委員会におきまして、我が国から世界自然遺産として推薦しておりました「小笠原諸島」の審査が行われ、世界遺産一覧表へ記載することが日本時間6月24日22時50分に決定いたしました。

「小笠原諸島」の概要等は3ページ目に記載しておりますけれども、これまで大陸と一度も陸続きになったことがなくて、世界的にも貴重な固有種が多数生息・生育しているという地域でございます。遺産地域の陸域の約8割が国有林となっております、農林水産省では、この地域を「森林生態系保護地域」に設定し、関係機関の方々と連携して、アカギ等の外来種駆除や、観光等の利用に当たってのルールを導入など、これまで保全管理の充実を行って、遺産登録に向けて準備をしてきたところでございます。

関係省庁では、それぞれのところでの個別法令の強化に取り組むとともに、学術面からの御助言をいただく科学委員会、地域の関係団体から成る地域連絡会議などを通じて、地域一体となって取り組んできたところでもございます。平成22年に推薦書を提出しまして、昨年、審査機関である国際自然保護連合（IUCN）の評価をいただき、今回、世界遺産委員会で審査いただいたところでございました。

内容的には、1ページ繰っていただきまして、登録基準と評価の内容というところがございます。今回、登録に至りました視点といたしましては、「生態系」が世界遺産の基準に該当しているということで評価いただいたところでございます。

具体的には、いろいろ、この欄に評価の内容が書かれておりますが、1つは陸産貝類の固有種が非常に多い、固有種率が94%あり、また、維管束植物のもの固有種率が36%ということで、非常に固有種が多いことです。もう1つは、起源が同じ生物がさまざまな環境に適応して多様化・分化して別系統となる適応放散という重要な進化の過程が進行中であり、その証拠をいろいろ提供してくれるということです。また、このような固有種の密度の高さと適応放散の証拠が多いことの組み合わせ、その2つが組み合わされているというところも際立っているという点を評価し、生態系の項目で世界遺産の基準に適合していると評価いただいたところでございます。

また、(2)のところにありますように、保全管理につきましては、先ほど申しましたように、科学委員会や地域と一体となって取り組んでいること、関係省庁、複数の機関が連携して取り組んでいることなども評価いただいたところでございます。

併せて、我が国への要請事項等といたしましては、現在も続けております、外来種の駆除対策をしっかりと継続すること、また、観光等のアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること、この2点が要請事項

とされているところでございます。

また、奨励事項といたしましては、海域公園の拡張、気候変動の影響の評価、モニタリング等、それから、エコツーリズム協議会の強化というような点が奨励事項として御指摘いただいているところでございます。

あと、資料といたしまして、決定時に公表した大臣談話を付けさせていただいております。

その次のページが、小笠原諸島の概要ということで、遺産区域のエリア等を書かせていただいております。

もう一ページおめくりいただきまして、「世界自然遺産『小笠原諸島』における林野庁の取組」でございます。先ほども申しましたように、大部分が国有林となっております。国有林の管理として、いろいろ、これまでも取り組んできているところでございまして、法制度的には「森林生態系保護地域」に指定しております。

また、もう一ページ繰っていただきまして、3.での希少種の保護対策ということで、「アカガシラカラスバトサシクチュアリ」を設定したり、また、外来種対策等を計画的に実施したりということに取り組んでおります。

引き続き、関係省庁とも連携を取りながら、しっかりと世界自然遺産の管理、国有林の管理に取り組んでいきたいと思っております。

少し時間が押しておりますので、手短にさせていただきました。

○岡田会長 ありがとうございます。

御質問・御意見、あるいは更に、この先のことにつきましてお尋ねがあらうかと思いますが、時間のことを少し気にしておりまして、後ほど個人的に結構です、研究・保全課長さんにお尋ねいただければと思います。

それでは、続きまして「(5) その他」となってございますが、お手元に資料 13 が配付済みでございます。第二次補正の概要でございます。これにつきまして、御説明をお願いいたします。

○三浦林政課長 冒頭、篠原副大臣から森林の放射線汚染の問題、それから、木質バイオマスエネルギーの問題につきまして御紹介がありました。実は、この2点が今回の補正予算、非常に規模が小さいんですけども、林野庁関係で2本計上しているところでございます。

まず、1番目、二重ローン問題対策の②ですけれども、これは木質系震災廃棄物等の活用可能性調査で、どこに木質系の瓦れきがあつて、あるいはその処理が終わった後、間伐材がどのくらいあつて、また、それを使うサイド、住宅なのか、公共施設なのか、水産加工場なのか、そういったものがどういうふうに立地できるかを調査するというものでございます。調査費ですので、1億円でございます。

それから、2番目の原子力被害対策の②にありますように、実際、福島県の森林などで高い放射線量を観測されたりしておりますので、どこで、どのくらいの線量が出ているの

かという調査をするものでございます。

なお、今回の補正予算を認めていただいた後、ちまたで言われておりますように、次の補正というのがまた視野に入ってまいります。この木質系の瓦れきを利用したエネルギー関係の調査につきましても、実際に可能性ありとされたところへの支援策、あるいは森林内の放射能につきましても、それがどういうふうの中で移動するのかといった点の研究といったものは、次の補正以降の検討課題として考えているところでございます。

詳細については、次のページなども御参照いただければと思います。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

何か御質問はございますか。

どうぞ。

○佐川委員 2つばかりお尋ねしたいんですが、放射能の問題で、立木の内部被曝ということはないのでしょうか。今、一番、風評被害で心配しているところなんですけれども、牛などでかなり騒がれていますので、それが、もし、製品とかになったものが放射能が付いているなどという騒ぎになったら大変なことになってしまいますので、そうならない前に、もし、雨のときには何とか林野庁の方からいろんな対策を先に打っておかないと、後手後手になると大変なことになるのではないかと考えております。

○岡田会長 それでは、お願いいたします。

○皆川長官 内部被曝と外部被曝について、内部と外部というのは、人体の内部から入ってくるものを内部被曝で、外部被曝というものは外から出てくる放射線を外から浴びるという違いがございまして、おっしゃった、木の中に取り込まれるかどうかというのは、別に木の中に取り込まれたから内部被曝ということではなくて、それはあくまで人間を中心とした概念なので、それは外部被曝なんです。

それでは、木が放射線をどういうふうに取り込むかということについては、まず、木になってしまったもの、更には製品になったものについては、要は外からどの程度、付着するかということなわけですが、そういう製材品等を考えますと、別に平滑なもの、要するに表面が非常につるつるしているようなものであれば、それがほかの工業製品に比してえらく付着しやすいという特性はないということは我々も専門家に聞いてわかっております。

もう一つは、長いスパンを経て、例えば、今、飯館とかそういったホットスポットと言われるような線量が高いところでずっと生育をした場合にどうなるかという議論はあるわけですが。これはチェルノブイリの、先ほど副大臣もお話を申し上げていましたけれども、要は、まず土中に落ちる。それで、それが森林の比較的浅い層に結構、放射性物質は滞留しているんだということが言われております。ただ、それが長い年月を通じて、当然、木は水分を吸うわけですので、その水分を吸う過程で木の内部に入らないわけではない。ただ、それが非常に多くの比率でどんどん吸って、全部、木の中に取り込んでしまうという

ような性格でもないようだ。

ここら辺は、要は今までそんなに多くの経験がないわけですがけれども、例えば広島の前爆で被爆した後の木がどうだというようなことで、後々、若干の放射線量が検出されたりはしております。ただ、非常に多くの比率で、それがどんどん遷移して、こちらに移るということでも、どうもなさそうだ。ただ、引き続き、そこら辺は調べていかなければいかぬと思っていますが、そういう意味で、木材業務の方々に我々がまずお願いをしておりますのは、表面に付着する云々ということについて言えば、製材工場等から出荷される後に、余り外部の環境そのものでやるのではなくて、屋根のあるところでやっていただくとかということに御注意いただければ、特段、他の商品に比べて危険度が高まるということはありませんということをお願いしています。

それから、内部被曝、外部被曝ということ言えば、木を抱きまくらみたいにして、ずっと線量が高いまくらを抱いておればどうかは知りませんが、そうでないものについて、当然、いわゆる放射線量をそこから出していくものといっても、非常に高い濃度で、その中に入っていない限りにおいては、別に周辺環境とそんなに変わらないということなので、余り神経質になり過ぎてはいかぬのではないかと。

ただ、御心配の向きには、今、福島の前材業者等々の方々には線量をはかるという場があるようですので、そこでチェックをして出されたらどうですかということも申し上げていまして、そういった中で、例えば製品等からえらく高い線量のものが出ているということは我々も聞いておりません。ただ、今後、長期にわたっての問題ですので、まずはそういった、森林の中でどういうふうに放射線が移っていくのか、挙動調査というんですけれども、それをまずはやらせていただくということなので、言葉としてはやや冷静に、我々としてはやるべきことをやっておりますので、冷静に御対応いただければ大変ありがたいと思っております。

○佐川委員 わかりました。いろいろありがとうございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

これは、先ほどの森林・林業基本計画でも研究課題としてきちんと、21 ページでしたか、これから行うということで、基本計画ですから、この林政審議会の中での皆さんの御理解と御心配をきちんと盛り込んだということかと思っております。

それでは、資料 14 と資料 15 が付いておりますが、これについては何かありますか。特に説明はないですね。

それでは、その他でございますが、私から 1 件でございます。

それは、実はこの後、国有林部会が開催予定でございます。そんなこともあって少しあわてたんですが、その国有林部会の審議に参加いただくために、お二人の特別委員を 6 月 30 日付で、大臣から発令をいただきました。

お一人は、武久善栄さんとおっしゃいますが、あずさ監査法人の部長さんでございます。

もうお一人が、山本博一さんでございます。東京大学大学院新領域創成科学研究科とい

うところの所属でございます。

いずれも、国有林の今後の在り方を審議する上で大変必要なお二人の者ということでお願いをいたしました。それは、実は特別委員につきましては、林政審議会の会長が指名し、そのことをもって大臣の任命ということになっているようでございます。林政審議会令第5条第2項の規定にのっとりでございます。そのようなことで、6月30日付で2人の特別委員を発令いたしましたので、御周知をお願いいたします。

それでは、そのほか、いかがでしょうか。その他、御用意されている先生があれば、もし、なければ、以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきたいと思っております。

なお、次回につきましては、9月上旬をめどに考えてございますので、詳細は、また御連絡があるかと思いますが、どうか、皆様の御予定に入れておいていただければ幸いです。

本日は、本当にお忙しいところ、暑いところを、熱心な御議論をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

以上で閉会にいたします。

○三浦林政課長 最後に一言申し上げます。

本日、森林・林業基本計画、それから、全国森林計画、それぞれ審議会としての答申をいただきましたので、一応、私どもとしては7月26日に政府として閣議決定をし、公表するということで、今後、作業を進めていく予定にしております。御参考まででございます。

ありがとうございました。